

事業評価シート

担当課・室長：リサイクル推進室長

事業名	原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制のための措置																				
上位施策名	廃棄物・リサイクル対策																				
1 事業の概要	<p>廃棄物等の発生抑制及び循環資源の適正な循環的な利用の推進を図るため、原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制のための措置として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクルの推進 家電リサイクルの推進 食品廃棄物のリサイクルの推進 建設廃棄物のリサイクルの推進 <p>廃棄物の発生抑制に対する調査、データの収集及び情報提供等を行っている。</p>																				
2 進捗状況	<p>容器包装リサイクルの推進</p> <p>市町村が分別収集した容器包装廃棄物について、再商品化する義務を負っている容器の製造業者、容器包装の利用事業者等(以下「特定事業者等」)の大半は、指定法人に再商品化の業務を委託している。</p> <p>市町村における容器包装廃棄物の分別収集が着実に進展していることに伴い、再商品化される容器包装廃棄物の量は着実に増加しており、特定事業者が平成12年度にリサイクル費用として指定法人に支払った委託費は約172億円で、平成9年度の約10倍と大幅に増加している。</p> <p>このような状況の下、個々の特定事業者において容器包装廃棄物を削減するための取組みがみられるようになっている。</p> <table border="1" data-bbox="576 1279 1342 1462"> <thead> <tr> <th></th> <th>指定法人と契約を締結した特定事業者数</th> <th>指定法人への再商品化委託費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 9</td> <td>500</td> <td>17億円</td> </tr> <tr> <td>H 12</td> <td>5,879</td> <td>172億円</td> </tr> <tr> <td>伸率</td> <td>(11.8倍)</td> <td>(10倍)</td> </tr> </tbody> </table> <p>家電リサイクルの推進</p> <p>家電リサイクル法は、平成10年に成立、平成13年4月から施行され、家電のリサイクルを製造業者等に義務づけたところである。</p> <p>これにより、排出者にとっては廃家電製品を排出する際に料金を支払うこととなり、なるべく長期間家電製品を使用するようなインセンティブが期待されるとともに、製造業者等によりリサイクルされる廃家電については、法律に基づいて一定の割合以上のリサイクルが行われ、最終処分量の低減が図られることとなった。</p> <p>(廃家電のリサイクル率)</p> <table data-bbox="528 1827 1054 1895"> <tr> <td>エアコン</td> <td>60%</td> <td>テレビ</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫</td> <td>50%</td> <td>洗濯機</td> <td>50%</td> </tr> </table> <p>食品廃棄物のリサイクルの推進</p> <p>食品リサイクル法が平成13年5月から施行され、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針が策定された。同方針においては、食品廃棄物等の再生利用とともに発生抑制及び減量の推進が基</p>		指定法人と契約を締結した特定事業者数	指定法人への再商品化委託費	H 9	500	17億円	H 12	5,879	172億円	伸率	(11.8倍)	(10倍)	エアコン	60%	テレビ	55%	冷蔵庫	50%	洗濯機	50%
	指定法人と契約を締結した特定事業者数	指定法人への再商品化委託費																			
H 9	500	17億円																			
H 12	5,879	172億円																			
伸率	(11.8倍)	(10倍)																			
エアコン	60%	テレビ	55%																		
冷蔵庫	50%	洗濯機	50%																		

本理念としてうたわれており、平成18年度までに食品廃棄物等の再生利用等の実施率を20%に向上させることが目標として掲げられた。

建設廃棄物のリサイクルの推進

本格的な施行に向け準備を進めているが、建設資材廃棄物は全産業廃棄物に占める割合が高く、その排出を抑制することが特に重要であることから、既に公表した基本方針において、建設資材の製造に携わる者、建築物等の設計に携わる者、建設工事の発注者、建設工事を施工する者、国、地方公共団体のそれぞれにおける排出抑制に係る取組み内容を明確化している。

また、コンクリート、アスファルト、木材については平成22年度までに95%を再資源化するとともに、国の直轄事業においては平成17年度までに最終処分量をゼロにすることが目標として掲げられた。

廃棄物の発生抑制に対する調査、データの収集及び情報提供

廃棄物の発生抑制に対する調査、データの収集及び情報提供を行うために、循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築に努めているところである。

これは、既に稼働している容器包装リサイクル情報システムに加え、平成13年度から施行された家電リサイクル法、食品廃棄物リサイクル法、資源有効利用促進法について関連する機関等と連携して情報を収集・整理し、これらの各個別リサイクル法に関連する様々な情報をデータベース化して統合的に管理することを目指している。また、平成14年に本格施行される建設リサイクル法の関連情報も追加することとしている。

3 評価

容器包装リサイクルの推進

容器包装廃棄物の再商品化のための費用負担が増加したことから、特定事業者の容器包装削減への取組みがみられるようになってきているが、個別の事業者ごとに取組状況が異なるなどの理由から、全体としての削減効果を定量的に把握できていないので、この点に取り組む必要がある。

包装容器削減等の主な取組み事例は以下のとおり。

[洗剤メーカーの例]

- ・洗剤の濃縮等による内容物のコンパクト化
- ・容器の軽量化
- ・詰替容器の推進

[食料品、飲料メーカーの例]

- ・菓子等へのプラスチックトレイの廃止
- ・ペットボトル等の薄肉化

[小売販売事業者の例]

- ・持参運動、有料化、薄肉化による買い物袋の減量
- ・プラスチックトレイの青果物への使用廃止、薄肉化

家電リサイクルの推進

平成13年4月の家電リサイクル法の施行に伴い、4月から8月までの5ヶ月における廃家電のリサイクルプラントへの引取台数が合計約360万台に達するなど、大きな混乱もなく概ね順調にリサイクルが進められている。

今後はさらに技術開発を推進し一層の効率的なリサイクルを進め

る必要がある。

また、排出抑制を一層推進するため、引き続き国民の制度への理解を求める普及啓発活動を進めるとともに、各自治体が円滑に取組を進められるよう、優良事例の紹介やコストの分析等の調査を行い、情報提供に努める必要がある。

食品廃棄物のリサイクルの推進

平成13年5月に食品リサイクル法を施行し、併せて策定した「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」においては、食品廃棄物等の発生の抑制を図ることを食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位の第一に位置づけたところである。

今後は、食品リサイクル法の趣旨の一層の周知を図るとともに、事業者における排出抑制・減量化の取組の実態把握を行うことが必要。

建設廃棄物のリサイクルの推進

本格的な法施行に向け、既に公表した基本方針で排出抑制に係る取組み内容を次のとおり明確化している。

- ・建設資材の製造者 再資源化等が困難な素材の非使用等
- ・建築物等の設計者 分別解体等が容易となる設計等
- ・発注者 元請業者に対する明確な指示
- ・施工者 施工方法の工夫、適切な建設資材の選択等
- ・国等 発生抑制を促進するための調査、研究開発等

今後は、法施行後における建設系廃棄物の排出やリサイクルの取組み状況を的確に把握し、同法の効果を検証する必要がある。

廃棄物の発生抑制に対する調査、データの収集及び情報提供

容器包装リサイクル法に基づく分別収集の進展状況など基礎的なデータの集積がなされてきた。

循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業の遂行により得られるシステムは、我が国における初めての総合的な発生抑制・リサイクルに関する情報の集積・提供システムであり、この全国的なデータベースの構築は、広域的な観点から国において実施する必要がある。

このシステムは循環型社会の構築に向けて、各種リサイクル法の進捗状況の把握、法制度の見直し、リサイクル促進のための調査・研究などの基礎的なデータベースとして幅広く活用されることが期待される。

4 予算事項名

容器包装リサイクルの推進

- ・容器包装リサイクルの効果等の検証評価事業
- ・容器包装廃棄物減量化等促進事業
- ・循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業
- ・容器包装ライフ・サイクル・アセスメント事業

食品廃棄物のリサイクルの推進

- ・食品廃棄物減量化等促進事業
- ・循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業

廃家電リサイクルの推進

- ・循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業
- ・家電リサイクル法における総合的な社会的コスト検証事業

	<p>建設廃棄物のリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none">・建設廃棄物再資源化等促進事業・循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業 <p>廃棄物の発生抑制に対する調査、データの収集及び情報提供</p> <ul style="list-style-type: none">・循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業
5 対応副施策等	